

(資料五)

平成二十五年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
知事及び副知事の給料の特例に関する条例	1
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	2
島根県妊婦健康診査支援基金条例を廃止する条例	3
島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例	3
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	4
島根県子宮頸がん ^{けい} 予防ワクチン等接種緊急促進基金条例を廃止する条例	5
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	5
島根県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	6
島根県社会福祉審議会条例	6
島根県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例	7
島根県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例	7
島根県土地利用審査会条例の一部を改正する条例	8

平成25年9月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第96号議案

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整理

ア 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

イ 理容師法施行条例

ウ 美容師法施行条例

(2) その他規定の整理

3 施行期日

災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第1条第1号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、2の(2)については、公布の日から施行する。

第97号議案

知事及び副知事の給料の特例に関する条例

1 提案理由

工業用水道事業会計に係る消費税の申告に誤りがあり、県政に対する信頼を損なうこととなったことから、知事及び副知事の行政事務に対する監督責任により、給料の減額を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

平成25年10月1日から同月31日までの間における知事及び副知事の給料の月額について、知事等の給与の特例に関する条例の規定により減額した額から次のとおり減額すること。

区 分	減 額 率
知 事	100分の25
副 知 事	100分の20

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成25年10月分の給料の月額について適用する。

第98号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

医学生地域医療奨学金の返還債務の免除に関する事項について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 医学生地域医療奨学金の返還債務の免除の条件である指定医療機関等における医師の業務について、次のとおりとすること。

ア 指定医療機関における業務従事の履行期限について、奨学金の貸与期間の2倍に相当する期間（貸与期間が、1年未満の場合にあっては3年、1年以上2年未満の場合にあっては当該貸与期間に2年を加えた期間）を経過する日までとすること。

イ 指定医療機関及び特定地域医療機関における医師の業務に医師法による臨床研修を含めること。

(2) 平成27年3月31日までに医学生地域医療奨学金の貸付けの決定を受けた者（医師法による臨床研修を受けている者及び修了した者を除く。）で、(1)の例によることを同日までに申請し、知事が認めたものの医学生地域医療奨学金については、(1)の例によることができること。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については、公布の日から施行する。

第99号議案

島根県妊婦健康診査支援基金条例を廃止する条例

1 提案理由

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るための国の交付金が廃止され、基金の設置を要しなくなったことから、島根県妊婦健康診査支援基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

公布の日から施行する。

第100号議案

島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立はつらつ体育館の使用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

年未年始以外の休館日の変更

改正前	改正後
水曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）

3 施行期日

平成25年12月1日から施行する。

第101号議案

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 生活介護及び短期入所に係る基準該当障害福祉サービスに関する基準のうち、指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例に係る要件等において基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児を対象に加えること。

イ その他規定の整理

(2) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援に関する基準に、指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例に係る要件を追加すること。

イ その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第102号議案

島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例を廃止する条例

1 提案理由

子宮頸がん予防ワクチン等の接種を緊急に促進するための国の交付金が廃止され、基金の設置を要しなくなったことから、島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

公布の日から施行する。

第103号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

住宅に困窮する者の居住の安定を図るため県営住宅の入居等の手続における条件を緩和すること、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行及び県営住宅を新設することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 県営住宅に入居しようとするとき、又は入居者が死亡等した場合にその同居者が入居を承継しようとするときに必要な連帯保証人の数を、2人から1人にする。
- (2) 生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者に係る入居の条件等を、配偶者からの暴力を受けた者と同じとすること。
- (3) 県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えること。

団地の名称	所在地
そら山団地	雲南市

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2の(2)については配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日か

ら、2の(3)については規則で定める日から施行する。

第104号議案

島根県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、島根県固定資産評価審議会の組織について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県固定資産評価審議会は、委員10人以内で組織すること。
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

第105号議案

島根県社会福祉審議会条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により社会福祉法の一部が改正されたことを踏まえ、島根県社会福祉審議会について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 組織

島根県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）は、委員25人以内で組織すること。

(2) 任期

委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすること。

(3) 委員長の職務を行う委員

審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行うこと。

- (4) 会議
審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となること。
 - (5) 専門分科会
審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名すること。
 - (6) 部会
審議会は、専門分科会に部会を置くことができること。
 - (7) 児童福祉に関する調査審議
審議会は、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。
 - (8) 島根県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第106号議案

島根県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により麻薬及び向精神薬取締法の一部が改正されたことに伴い、島根県麻薬中毒審査会の組織について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
 - (1) 島根県麻薬中毒審査会は、委員5人以内で組織すること。
 - (2) その他規定の整理
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第107号議案

島根県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、島根県公害健康被害認定審査会の組織について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出す

る理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県公害健康被害認定審査会は、委員15人以内で組織すること。
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

第108号議案

島根県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、島根県土地利用審査会の組織について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県土地利用審査会は、委員7人以内で組織すること。
- (2) 島根県土地利用審査会の会議は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）を含む過半数の委員が出席しなければ開くことができないこと。
- (3) その他規定の整理

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。